

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、
次のとおり業務の停止を命じました。

令和八年六月十六日

奈良県知事 山下 真

一 被処分者

- 1 商号又は名称 株式会社たつみ住宅
- 2 代表者氏名 辰己 哲三
- 3 主たる事務所の所在地 北葛城郡河合町大字薬井三八六番地
- 4 免許番号 奈良県知事（一）第四五五四号

二 処分の内容

令和八年六月二十二日から十四日間、業務の全部の停止